

2011年6月29日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—人的資源・社会保障部公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第176号 )

**人的資源・社会保障部、  
外国人の社会保険加入に係る規定の意見募集草案を公布  
～外国人就労者も社会保険の加入対象に～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

人的資源・社会保障部は2011年6月10日、公式ホームページ上に『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法(意見募集草案)』(以下、『意見募集草案』という)を公布しました。『意見募集草案』は今年7月1日から施行される『社会保険法』(中華人民共和国主席令第35号)に関し、外国人就労者も社会保険加入の対象に加える旨、規定したものです。

『社会保険法』第97条では外国人就労者の社会保険加入に関し、「外国人が中国国内で就業する場合、本法の定を参照して社会保険に加入する」と規定していました。しかし当該条項が外国人に対する社会保険への加入を要求するものなのか否か、議論が分かれていました。

この問題につき、『意見募集草案』第3条では①中国企業に雇用された外国人就労者、および②外国企業から中国現地法人などに派遣されている外国人就労者に対して社会保険への加入を要求したほか、適用範囲についても具体的に規定しています。

『意見募集草案』は今月17日までパブリックコメントを募集していましたが、今後、寄せられた意見をもとに、正式な規定が公布されるものと予想されます。上海市の場合、国の正式な規定が公布されるまでは、引き続き現行の規

**『社会保険法』**

**第97条** 外国人が中国国内で就業する場合、本法の定を参照して社会保険に加入する。

**『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法(意見募集草案)』**

**第3条** 【適用範囲】 中国国内で法に基づき登録または登記した企業、事業単位、社会团体、民営非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所等の組織(以下、雇用単位という)が法に基づき雇用する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、雇用単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

国外雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内で登録または登記された分支機構、代表機関(以下、「国内業務単位」という)に派遣されて勤務する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、国内業務単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

定に基づき取り扱い、国の規定が公布された後、上海市の関連規定に対しても調整を行うと発表しています<sup>1</sup>。このため外国就労者の社会保険加入に係る問題については、国の正式な規定の公布を待つ必要がありますが、今後、正式な規定が公布され、外国就労者に対しても社会保険加入が義務付けられた場合、企業の人件費負担の増加や保険費用の二重払いといった問題につながるため、引き続き関連する政策に細心の注意を払う必要があります。

#### □ 企業の人件費負担は増加

『意見募集草案』では、外国就労者に対して、従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、出産育児保険の5種の保険への加入を義務付け(『意見募集草案』第3条)。このうち、日本の年金保険に相当する従業員基本養老保険について、外国人が基本養老金の受給年齢に達する前に出国した後、再度中国で就労する場合には養老金の個人口座を留保し、累積で納付年限を計算できると規定しているほか、外国人本人による書面申請を経た上で、個人納付分の基本養老保険の還付を認めています。

また外国人の社会保険加入の義務化された場合、企業の人件費コストも増加するのではないかと懸念も高まっています。中国の社会保険費の徴収額は各地域が定める納付基数と納付比率に基づき決定されており、上海市では前年度の平均月給に基づき社会保険費の納付基数の上限を平均月給の3倍、下限を平均月給の60%に設定<sup>2</sup>。上海市人的資源・社会保障局の発表によると、2011年度の社会保険費の納付基数は上限が11,688元、下限が2,338元に設定されています<sup>3</sup>。実際の社会保険費はこの納付基数に各保険の納付比率を乗じた金額が徴収されますが、納付基数の上限である11,688元をベースに一カ月あたりの社会保険費に係るコストを計算すると、企業負担額は計4,324.56元、個人負担額は計1,285.68元となります(詳細は表1参照)。企業の外国人従業員数によっては大幅なコスト増につながるため、留意が必要です。

【表1】上海市の社会保険の納付比率および納付金額(例)

	養老保険		医療保険		失業保険		労災保険	出産育児保険
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業
納付比率 <sup>注1</sup>	22%	8%	12%	2%	2%	1%	0.50%	0.50%
実際の納付金額(例) <sup>注2</sup>	2,571.36	935.04	1,402.56	233.76	233.76	116.88	58.44	58.44

#### 【注】

1. 納付比率は上海市の機関・事業単位・企業・社会团体などの単位を対象とした比率。
2. 実際の納付金額(例)は、社会保険費納付基数の上限の11,688元に基づき計算した金額。  
(上海市人的資源・社会保障局HPをもとに、中国アドバイザー一部作成)

#### □ 待たれる日中間の社会保障協定の締結

『社会保険法』の外国人への適用が開始された場合、中国で就労する外国人は自国と中国の両国で、年金保険の支払いを余儀なくされるケースが発生します。また中国の養老保険の受給資格期間は15年以上となっており、日本人駐在員の場合、そのほとんどがこの条件を満たすことができず、支払った養老保険費が掛け捨てとなります。こうした海外就労者に係る年金の二重払いなどの問題を解決するため、日本をはじめ、多くの国が進めているのが社会保障協定の締結です。

<sup>1</sup> 上海市人民政府公式HPでの発表: <http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai27970.html>

<sup>2</sup> 『社会保険費納付に係る賃金基数の確定についての通達』(滬勞保基發[2006]7号)第1条参照。

<sup>3</sup> 『2011年上海市社会保険費徴収基準』: [http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201104/t20110406\\_1129026.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201104/t20110406_1129026.shtml)

社会保障協定とは、国際的な人材交流の活発化する中、海外就労者の公的年金の二重払いや掛け捨てを防止するための2国間の協定のこと。

【表2】日本人が社会保障協定の協定相手国で就労する場合に加入する社会保障制度(例)

就労状況／派遣期間		加入する社会保障制度
日本の事業所からの派遣	5年以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保障制度
	上記派遣者の派遣期間が予見できない事情により5年を超える場合	原則、協定相手国社会保障制度、両国の合意が得られた場合には、日本の社会保障制度
	5年を超えると見込まれる長期派遣	協定相手国社会保障制度
協定相手国での現地採用		協定相手国社会保障制度

【日本年金機構HPに基づき、中国アドバイザー一部作成】

たとえば日本の会社員が社会保障協定の協定国に派遣されて就労する場合など、関連当局での手続を経た上で、協定相手国の社会保障加入が免除され、日本の年金保険を納めるだけで済むなど、企業や個人の負担軽減が図られています(表2参照)。また協定相手国で就労して当該国の社会保障に加入した場合、年金受給に必要な加入期間について(日本の厚生年金保険は25年)、日本と協定相手国での加入期間も通算して受給期間を算定することが可能となり、両国の年金制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国から支給されるなど、便宜措置もとられています(ただし期間通算措置については、イギリス、韓国を除く)。

現在、日本が社会保障協定を締結し、発効済みの国はドイツ、イギリス、韓国など12カ国。またイタリアなど3カ国とは締結済みで準備段階に入っており、政府間もしくは当局間において交渉中の国が中国を含め8カ国ほどあります(詳細は表3参照)。

日本と中国の社会保障協定は現在、政府間で意見交換中とされており、その詳細な規定については両国政府の対応を待つ必要があります。

【表3】日本の社会保障協定の締結状況

締結国	発効年／進捗状況	二重防止の対象となる日本の社会保障制度	期間通算
ドイツ	2000年2月	・ 公的年金制度	○
イギリス	2001年2月		—
韓国	2005年4月		—
アメリカ	2005年10月	・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度	○
ベルギー	2007年1月		○
フランス	2007年6月	・ 公的年金制度	○
カナダ	2008年3月		○
オーストラリア	2009年1月	・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度	○
オランダ	2009年3月		○
チェコ	2009年6月	・ 公的年金制度	○
スペイン	2010年12月		○
アイルランド	2010年12月		○
イタリア	2009年2月署名、準備中		
ブラジル	2010年7月署名、準備中		
スイス	2010年10月署名、準備中		
ハンガリー	2010年10月 第3回政府間交渉実施		
ルクセンブルク	2011年2月 第2回政府間交渉実施		
スウェーデン	2010年6月 第3回当局間協議実施		
オーストリア	2011年3月 第2回当局間協議実施		
スロバキア	2010年9月 第1回当局間協議実施		
フィリピン	2009年8月 第1回作業部会実施		
インド	2011年1月 第1回作業部会実施		
中国	2011年5月 政府間意見交換会実施		

(2011年6月現在)

現在、中国の在留邦人数は10万人を超えていると言われており<sup>4</sup>、今年7月以降、外国人に対して社会保険費の徴収が実際に開始された場合、日系企業に与える影響も大きいことから、早期の社会保障協定の締結が望まれます。

『意見募集草案』の詳細につきましては、以下にごございます日本語訳(仮訳)、および9ページ以降にごございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

## 『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』 (意見募集草案)

**第1条 【目的と根拠】** 中国国内で就業する外国人による法に基づいた社会保険の加入および社会保険待遇の享受に係る合法的権益を保護し、社会保険管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』に基づき、本弁法を制定する。

**第2条 【外国人の入国・就業】** 中国国内で就業する外国人とは、法に基づき『外国人就業証』、『外国専門家証』、『外国常駐記者証』等の就業証明書に係る手続を行い、中華人民共和国国内において合法的に就業する非中国国籍の人員のことを指す。

**第3条 【適用範囲】** 中国国内で法に基づき登録または登記した企業、事業単位、社会团体、民営非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所等の組織(以下、雇用単位という)が法に基づき雇用する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、雇用単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

国外雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内で登録または登記された分支機構、代表機関(以下、「国内業務単位」という)に派遣されて勤務する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、国内業務単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

---

<sup>4</sup> 外務省の統計によると、2009年10月1日時点で、中国の在留邦人数は127,282人。

**第4条 【保険加入登記】** 雇用単位が外国人を雇用する場合、法に基づき当該人員のために社会保険登記手続を行わなければならない。

国外雇用主から国内業務単位に派遣されて勤務する外国人は、国内業務単位が当該人員のために社会保険登記に係る手続を行わなければならない。

**第5条 【社会保険待遇】** 社会保険に加入する外国人は、条件を満たす場合、法に基づき社会保険待遇を享受する。

中国が規定する養老金受給年齢に達する前に出国する場合、当該個人口座を留保し、再度中国で就業する場合、納付年限を累積で計算することができる。本人の書面申請を経た場合、社会保険取扱機関は当該個人口座の貯蓄額を一括して本人に支給し、かつ当該従業員との基本養老保険関係を終了することもできる。

**第6条 【相続】** 外国人が死亡した場合、その従業員基本養老保険の個人口座残高は相続することができる。

**第7条 【国外での生存認証】** 中国国外で月ごとに社会保険待遇を享受する外国人は、毎年一度、その待遇を支払う社会保険取扱機関に対して中国駐外大使館・領事館が発行する生存証明、または居住国の関連機関による公証を受け、かつ中国駐外大使館・領事館の認証を経た生存証明を提出しなければならない。

社会保険取扱機関が必要と認める場合、適宜、社会保険待遇を享受する外国人に対して、月ごとに、または不定期に生存証明の提出を要求することができる。

**第8条 【紛争処理】** 法に基づき社会保険に加入する外国人と雇用単位または国内業務単位との間に社会保険による紛争が発生した場合、法に基づき調停・仲裁・訴訟の提起に係る申請を行うことができる。雇用単位または国内業務単位が当該人員の社会保険権益を侵害した場合、外国人は社会保険行政部門または社会保険費用徴収機関に対して法に基づいた処理を要求することもできる。

**第9条 【相互免除協定】** 中国と社会保険の二国間または多国間の協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、当該人員が社会保険に加入する規則は協議の規定に基づき取り扱う。

**第10条 【外国人社会保障番号】** 社会保険取扱機関は『外国人社会保障番号編成規則』に基づき、外国人のために社会保障番号を確立し、かつ社会保障カードを支給しなければならない。

**第11条 【香港・マカオ・台湾人員の保険加入】** 香港特別行政区、マカオ特別行政区居住者の中国公民および台湾地区居住者(以下、香港・マカオ・台湾人員という)が本土で就業する場合、本弁法の規定を参照して社会保険に加入する。

社会保険取扱機関は『香港・マカオ・台湾人員社会保障番号編成規則』に基づき、香港・マカオ・台湾人員のために社会保障番号を確立し、かつ社会保障カードを支給しなければならない。

**第12条 【施行期日】** 本弁法は 年 月 日より施行する。

**添付資料1** : 外国人社会保障番号編成規則(略)

**添付資料2** : 香港・マカオ・台湾人員社会保障番号編成規則(略)

## 『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』の起草についての説明

『社会保険法』第97条の「外国人が中国国内で就業する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する」という規定に基づき、我々は『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法(意見募集草案)』(以下、『意見募集草案』という)を研究・起草した。ここに関連する問題について以下のように説明する。

### (1) 適用範囲

現在、中国で就業する外国人(外国専門家を含む、以下同)には主に以下の二つの状況がある。一つは中国国内で法に基づき登記または登録した企業、事業単位、社会团体、民营非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所等の組織(以下、「雇用単位」という)で直接雇用された外国人である。もう一つは、国外雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内に法に基づき登記または登録された分支機構・代表機関(以下、「国内業務単位」という)で関連業務に従事する外国人である。以上の2種の人員はともに、法に基づき就業手続きを行い、かつ相応する就業証明書を取得し、本弁法に基づき社会保険に参加しなければならない(第2条、第3条)。

### (2) 加入する保険種類

『社会保険法』は外国人による中国の社会保険加入につき、すでに明確に規定した。このため、法律の規定および国際慣例を遵守し、意見募集草案では、外国人が中国で就業する場合、従業員類の社会保険、すなわち従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入しなければならないと規定した(第3条)。

### (3) 社会保険の待遇

まず「社会保険に加入する外国人は、条件を満たす場合、法に基づき社会保険待遇を享受する」と規定し(第5条第1項)、次に「中国が規定する養老金受給年齢に達する前に出国する場合、当該個人口座は留保し、再度中国で就業する場合、納付年限を累積で計算することができる。本人の書面申請を経た場合、社会保険取扱機関は当該個人口座の貯蓄額を一括して本人に支給し、かつ当該従業員との基本養老保険関係を終了することもできる」と規定し(第5条第2項)、さらに「外国人が死亡した場合、その従業員基本養老保険の個人口座残高は相続することができる」と規定した(第6条)。

### (4) 国外居住者の生存認証

国際慣例に基づき、国外に居住し、かつ中国の社会保険待遇を享受する人員に対しては、定期的な生存

証明の提出が必要である。意見募集草案では、中国国外で月ごとに社会保険待遇を享受する外国人は、毎年一度、その待遇を支払う社会保険取扱機関に対して中国駐外大使館・領事館が発行する生存証明、または居住国の関連機関による公証を受け、かつ中国駐外大使館・領事館の認証を経た生存証明を提出しなければならないと規定している(第7条第1項)。また一部の特殊な状況を考慮し、社会保険取扱機関は適宜、社会保険待遇を享受する外国人に対して、月ごとに、または不定期に生存証明の提出を要求することができる」と規定した(第7条第2項)。

**(5) 相互免除協定を執行している国の外国人に係る保険加入の問題**

国際的に、社会保険の二重もしくは多重加入の問題を処理する一般的な方法は二国間もしくは多国間において協定を締結することである。中国はすでに関連国家と社会保険費納付相互免除に係る協定を締結している。相互免除に係る二国間協定の規定に基づき、中国と社会保険費納付相互免除に係る協定を締結している国の国籍を有しており、かつ協定国が発行する保険加入証明書が提出する外国人に対しては、協定に定める保険種類に係る納付義務を免除し、また関連する社会保険待遇を享受しない措置をとることができる。このため、意見募集草案では、「中国と社会保険の二国間または多国間の協議を締結している国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、当該人員が社会保険に加入する規則は協議の規定に基づき取り扱う」と規定している(第9条)。

**(6) 社会保障番号**

『社会保険法』では、社会保険番号は公民の身分証明書番号であると規定している。外国人は中国の居住者身分証明書番号を保有していないため、意見募集草案では、「社会保険取扱機関は『外国人社会保障番号編成規則』に基づき、外国人のために社会保障番号を確立し、かつ社会保障カードを支給しなければならない」と規定している(第10条)。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

## 《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》 (征求意见稿)

**第一条 【目的和依据】**为了维护在中国境内就业的外国人依法参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益，加强社会保险管理，根据《中华人民共和国社会保险法》，制定本办法。

**第二条 【外国人入境就业】**在中国境内就业的外国人，是指依法办理《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件，在中华人民共和国境内合法就业的非中国国籍的人员。

**第三条 【适用范围】**在中国境内依法注册或者登记的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下称用人单位）依法招用的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

与境外雇主订立雇佣合同后，被派遣到在中国境内注册或者登记的分支机构、代表机构（以下称境内工作单位）工作的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由境内工作单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

**第四条 【参保登记】**用人单位招用外国人的，应当依法为其办理社会保险登记。

受境外雇主派遣到境内工作单位工作的外国人，应当由境内工作单位为其办理社会保险登记。

**第五条 【社会保险待遇】**参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇。

在达到中国规定的领取养老金年龄前离境的，其个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限可以累计计算；经本人书面申请的，社会保险经办机构也可以将其个人账户储存额一次性支付给本人，并终止其职工基本养老保险关系。

**第六条 【继承】**外国人死亡的，其职工基本养老保险个人账户余额可以继承。

**第七条 【境外生存认证】**在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具的生存证明，或由居住国有关机构公证、并经中国驻外使、领馆认证的生存证明。

社会保险经办机构认为有必要的，可以适时要求享受社会保险待遇的外国人按月或者不定期提供生存证明。

**第八条 【争议处理】**依法参加社会保险的外国人与用人单位或者境内工作单位因社会保险发生争议的，可以依法申请调解、仲裁、提起诉讼。用人单位或者境内工作单位侵害其社会保险权益的，外国人也可以要求社会保险行政部门或者社会保险费征收机构依法处理。

**第九条 【互免协定】**具有与中国签订社会保险双边或多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的，其参加社会保险的办法按照协议规定办理。

**第十条 【外国人社会保障号】**社会保险经办机构应当根据《外国人社会保障号码编制规则》，为外国人建立社会保障号码，并发放社会保障卡。

**第十一条 【港澳台人员参保】**香港特别行政区、澳门特别行政区居民中的中国公民和台湾地区居民（以下简称港澳台人员）在内地就业的，参照本办法的规定参加社会保险。

社会保险经办机构应当根据《港澳台人员社会保障号码编制规则》，为港澳台人员建立社会保障号码，并发放社会保障卡。

**第十二条 【施行日期】**本办法自 年 月 日起施行。

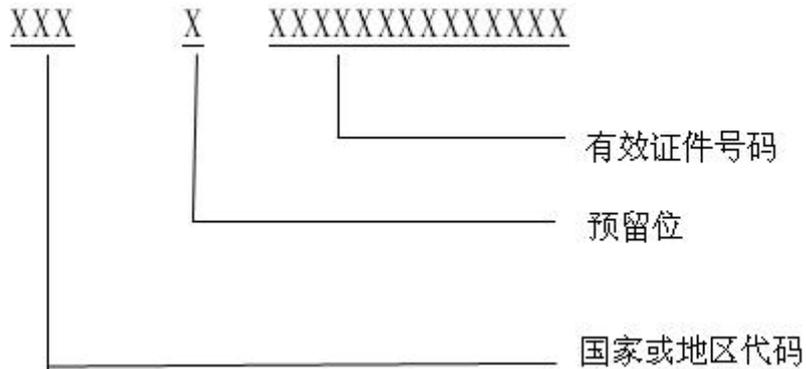
附件 1 : 外国人社会保障号码编制规则

附件 2 : 港澳台人员社会保障号码编制规则

附件 1:

### 外国人社会保障号码编制规则

外国人参加中国社会保险，其社会保障号码由外国人所在国家或地区代码、有效证件号码组成。外国人有效证件为护照或《外国人永久居留证》。所在国家或地区代码和有效证件号码之间预留一位。其表现形式为：



1. 外国人所在国家或地区代码按“ISO 3166-1-2006”国家及其地区的名称代码的第一部分国家代码规定的 3 位英文字母表示，如德国为 DEU，丹麦 DNK。遇国际标准升级时，人力资源和社会保障部统一确定代码升级时间。

取得在中国永久居留资格的外国人所在国家或地区代码与其所持《外国人永久居留证》号码中第 1-3 位的国家或地区代码一致（也为三位）。

2. 预留位 1 位，默认情况为 0，在特殊情况时，可填写数字为 1 至 9。
3. 编制使用外国人有效护照号码，应包含全部英文字母和阿拉伯数字，不包括其中的“.”、“-”等特殊字符。编制使用《外国人永久居留证》号码，为该证件号码中第 4-15 位号码。

(1) 以在我国某用人单位工作的持护照号 G01234—56 的德籍人员为例，其社会保障号码为：

DEU0G0123456

国家或地区代码	预留位	有效护照号码
DEU	0	G0123456

(2) 以在我国某用人单位工作的持《外国人永久居留证》号 DNK324578912056 的丹麦籍人员为例，其社会保障号码为：DNK0324578912056

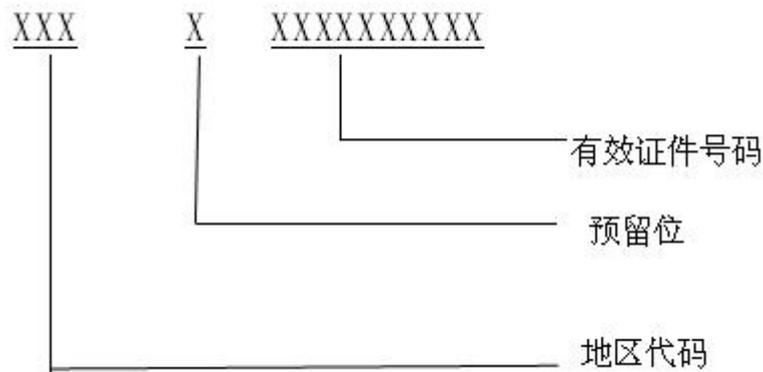
国家或地区代码	预留位	《外国人永久居留证》号码
DNK	0	324578912056

4. 数据库对外国人社会保障号码预留 18 位长度（其中有效护照号码最多为 14 位）。编制号码不足 18 位的，不需要补足位数。
5. 外国人社会保障号码在中国唯一且终身不变。其证件号码发生改变时，以初次参保登记时的社会保障号码作为唯一标识，社会保险经办机构应对参保人员的证件类型、证件号码变更情况进行相应的记录。

附件 2:

## 港澳台人员社会保障号码编制规则

港澳台人员参加内地社会保险，其社会保障号码由参保人员所在地区代码、有效证件号码组成。港澳居民有效证件为《港澳居民来往内地通行证》，台湾居民有效证件为《台湾居民来往大陆通行证》。所在地区代码和有效证件号码之间预留一位。其表现形式为：



1. 香港特别行政区代码为 HKG，澳门特别行政区代码为 MAC，台湾地区代码为 TWN。

2. 预留位 1 位，默认情况为 0，在特殊情况时，可填写数字为 1 至 9。

### 3. 编制办法

#### (1) 香港特别行政区居民：

香港特别行政区代码（HKG）+预留位（0）+港澳居民来往内地通行证号码第 2-9 位的终身号。

以在我国某用人单位工作的持《港澳居民来往内地通行证》号 H1234567800 的香港居民为例，其社会保障号码为：HKG012345678。

#### (2) 澳门特别行政区居民：

澳门特别行政区代码（MAC）+预留位（0）+港澳居民来往内地通行证号码第 2-9 位的终身号。

以在我国某用人单位工作的持《港澳居民来往内地通行证》号 M8765432100 的澳门居民为例，其社会保障号码为：MAC087654321。

#### (3) 台湾地区居民：

台湾地区代码（TWN）+预留位（0）+台湾居民来往大陆通行证号码第 1-8 位的终身号。

以在我国某用人单位工作的持《台湾居民来往大陆通行证》号 11223344 的台湾居民为例，其社会保障号码为：TWN011223344。

4. 数据库对社会保障号码预留 18 位长度，港澳台人员编制号码不足 18 位，不需要补足位数。
5. 港澳台人员社会保障号码在内地唯一且终身不变。其证件号码发生改变时，以初次参保登记时的社会保障号码作为唯一标识，社会保险经办机构应对参保人员的证件类型、证件号码变更情况进行相应的记录。

## 关于《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》的起草说明

根据《社会保险法》第九十七条“外国人在中国境内就业的，参照本法规定参加社会保险”的规定，我们研究起草了《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法（征求意见稿）》（以下简称征求意见稿），现就有关问题说明如下：

### （一） 适用范围

目前，来我国就业的外国人（包括外国专家，下同）主要有两种情况：一种是在中国境内依法登记或者注册的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下简称用人单位）直接招用的外国人；另一类是与境外雇主订立雇佣合同后，被派遣到中国境内依法登记或者注册的分支机构、代表机构（以下简称境内工作单位）从事相关工作的外国人。以上两种人员都应当依法办理就业手续并取得相应的就业证件，按照本办法参加社会保险（第二条、第三条）。

### （二） 参加险种

《社会保险法》对外国人参加我国社会保险已作出明确规定，因此，遵循法律规定和国际惯例，征求意见稿规定外国人在中国就业，应当参加职工类社会保险，即职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险（第三条）。

### （三） 社会保险待遇

一是规定：“参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇”（第五条第一款）；二是规定“在达到中国规定的领取养老金年龄前离境的，其个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限可以累计计算；经本人书面申请的，社会保险经办机构也可以将其个人账户储存额一次性支付给本人，并终止其职工基本养老保险关系”（第五条第二款）；三是规定“外国人死亡的，其职工基本养老保险个人账户余额可以继承”（第六条）。

### （四） 境外居住生存认证

按照国际惯例，对于在境外居住并享受本国社会保险待遇的人员，需要定期提供生存证明。征求意见稿规定，在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具的生存证明，或由居住国有关机构公证、并经中国驻外使、领馆认证的生存证明（第七条第一款）；同时考虑到一些特殊情况，社保经办机构可以适时要求

享受社会保险待遇的外国人按月或者不定期提供生存证明（第七条第二款）。

（五） 执行互免协定国家的外国人的参保问题

国际上处理双重或者多重参加社会保险问题的通行做法是签订双边或者多边协议。我国已与有关国家签订了互免社会保险缴费的协议。根据互免双边协议的规定，对具有与中国签订互免社会保险缴费协议国的国籍，并提供协议国出具的参保证明的外国人可免除协议规定险种的缴费义务，也不享受相关社会保险待遇。因此，征求意见稿规定：“具有与中国签订社会保险双边或多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的，其参加社会保险的办法按照协议规定办理”（第九条）。

（六） 社会保障号码

《社会保险法》规定，社会保险号码为公民身份号码。由于外国人没有我国的居民身份号码，因此，征求意见稿规定：“社会保险经办机构应当根据《外国人社会保障号码编制规则》，为外国人建立社会保障号码，并发放社会保障卡”（第十条）。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。